

小田原市重度障害者医療費助成条例に基づく申請に対する 処分の審査基準及び不利益処分の処分基準の制定について

1 目的

小田原市重度障害者医療費助成条例に基づく申請に対する処分の審査基準及び不利益処分の処分基準を定めるためのものです。

2 制定内容

- (1) 重度障害者の医療費助成に係る医療証の交付の申請に対する処分の審査基準
- (2) 重度障害者医療助成費の支給における申請に対する処分の審査基準
- (3) 重度障害者医療証の受給資格喪失の通知における不利益処分の処分基準

3 施行年月日

平成29年7月1日予定